

第8号議案

中間市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

この条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和6年2月27日提出

中間市長 福田 浩

中間市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

中間市職員の育児休業等に関する条例（平成4年中間市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「（地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）」を削る。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

中間市職員の育児休業等に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
(育児休業をしている職員の期末手当等の支給) 第6条 (略) 2 給与条例第18条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。	(育児休業をしている職員の期末手当等の支給) 第6条 (略) 2 給与条例第18条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員（地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。